

霧島市子ども医療費助成条例及び霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について

霧島市子ども医療費助成条例及び霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年11月25日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市子ども医療費助成条例及び霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

(霧島市子ども医療費助成条例の一部改正)

第1条 霧島市子ども医療費助成条例(平成17年霧島市条例第149号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「及び霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成17年霧島市条例第150号)に規定する助成対象となる子ども(市町村民税非課税世帯に属する子どもを除く。)」を「第6条の規定による受給資格者証の交付を受けた者」に改める。

第3条中「監護している者」の次に「又は自ら医療費を負担している子ども」を加える。

第4条第1項中「を保険医療機関等に支払った助成対象者に対して、」を「について、助成対象者に」に改め、同条第2項中「市町村民税非課税世帯に属する助成対象となる子どもに係る助成については」を「鹿児島県内の保険医療機関等で保険給付を受けたときは」に、「給付する」を「支給する」に改め、同条第3項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」を「月の初日から末日までの間における保険給付に係る一部負担金の合計額」に改め、同項各号を削り、同条第4項中「当該助成対象者が支払った」を削る。

第6条の2中「医療保険各法に規定する被保険者等であることを証する書面(以下「被保険者証」という。）」とともに」を「保険医療機関等に医療保険各法の規定による電子

資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けた上、」に改める。

第7条第1項中「受給資格者は」の次に「、助成対象となる子どもが受けた保険給付に係る一部負担金の全部又は一部を保険医療機関等に支払った場合において」を加え、第2項中「被保険者証と」を「医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けた上、」に改める。

第8条を次のように改める。

(助成金の支給)

第8条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該受給資格者に対し、助成金を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の通知を受理したときは、その内容を審査して医療費給付の額を決定し、当該通知に係る保険医療機関等に支払うものとする。

(霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正)

第2条 霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成17年霧島市条例第150号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次の1号を加える。

(5) 霧島市子ども医療費助成条例(平成17年霧島市条例第149号)に基づき医療費の助成を受けることができる者

第3条第3項第1号中「施行令第2条の4第4項」を「施行令第2条の4第6項」に改め、同項第2号及び第3号中「施行令第2条の4第5項」を「施行令第2条の4第7項」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行し、第2条の規定による改正後の霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(次項において「改正後のひとり親条例」という。)第3条第3項の規定は、令和6年11月1日から適用する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の霧島市子ども医療費助成条例及び改正後のひとり親条例第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(提案理由)

子ども医療費の全額助成の対象者を、住民税課税世帯に属する15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者まで拡充するとともに、保険医療機関等での窓口負担をなくすため、本条例の所要の改正をしようとするものである。